


平成28年 6月17日

南部町長 坂本 昭文 様

南部町公共料金審議会
会長 佐伯 勝人 

公共料金の改定について（答申）

平成28年2月15日付発南第7509号で諮問のあった南部町公共料金の改定について、審議の結果、次のとおり意見を付して答申する。

記

1 はじめに

南部町の水道事業は、平成23年度と平成26年度に、‘地域間の料金格差の是正’と‘財政収支の改善’を目的として料金改定を行った。平成23年度は、会見地区の基本料金に基本水量を導入することにより基本料金の考え方を統一し、財政収支の改善のため料金の増額改定を行った。また、平成26年度は、簡易水道の高料金問題を解消するため簡易水道の料金を各地区の上水道料金に統一し、さらに上水道の基本料金を改定した。しかし、人口減少に伴う有収水量の減少で給水収益が減少、老朽化に伴う施設維持費の増加も相まって財政収支は悪化しており、2回の料金改定によっても改善されていない状況である。

地域間の料金格差の是正についても、未だ西伯地区と会見地区の料金に隔たりがあり格差の解消には至っていない。

本審議会では水道料金の改定について諮問を受け、財政収支の見通しを踏まえて、地域間の料金格差の是正と財政収支の改善について慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

2 答申

水道料金の改定にあたっては、財政収支の改善と安定を図るための適正料金を設定する必要がある。しかしながら、本審議会において調査した財政収支の推移から導いた適正料金の水準と、現状の料金との間に大きな隔たりがあるため、一時にこの適正料金の水準に料金改定した場合、家庭生活への影響が大きく多くの町民の皆様にとってはそれを許容することが出来ないと判断する。まず、使用者の公平負担の観点から現状格差のある地区間の料金を統一し、一般家庭の生活への影響を考慮したうえで段階的に料金改定を行い、家庭生活に適正な水道料金を定着させていかなければならないと考える。

また、合併から11年が経過したこと、平成24年度から平成27年度にわたり行われた水道統合事業が完了し水道施設が地区間で連結したことを踏まえると、これ以上地区間で住民負担に格差がある状態を継続することは適当ではなく、速やかに料金を統一することが今後町民の皆様が地区を分けず一体となり適正料金を検討するうえで重要であると判断する。

料金統一を優先したとき、改定料金の設定にあたっては町民の皆様には極力不利益が生じない方法を考慮する必要がある。現行2種類の料金表のうち比較的料金水準の低い会見地区の料金表を基準にすることが、町民の皆様のご理解にも繋がるものと考え。西伯地区一般用の料金表を会見地区料金表に統一して料金改定することで、適正料金の設定に向けた今後の審議の方向性を展望することが出来る。

さらに、この度の料金改定における算定期間を経過した後に行うべき次の段階的な料金改定も予定しておかなければならない。

最後に以上の料金改定を行う際に、当面の財政収支を安定させる措置を講ずる必要性があることを申し添えて、この度の諮問に対する答申とする。

(ア) 料金算定の期間

料金算定の期間は、平成29年度から平成31年度、平成32年度から平成34年度の3年間ごとの設定が妥当である。

(イ) 料金改定の限界

負担が急増する改定は、住民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすため、企業や一般家庭への負担を考慮し使用者が許容できる範囲で改定を行うべきである。今回の水道料金の見直しは、一般用の水道料金を統一し地区間の料金格差を解消することを目的とするべきである。したがって、料金統一により使用者に不利益となるような負担が生じない水準としなければならないことから、西伯地区一般用の料金表を会見地区料金表に統一し、次に予定する平成31年度の料金改定については、その次の改定を見据えた激変緩和策としての段階改定として設定されなければならない。

(ウ) 受益者負担の原則

料金体系は、本来、受益者負担の原則から使用者に公平な負担を求めるものである。また、経営の健全化を図るため、各年度の収益的収支において、損失(赤字)が生じないように財政基盤が安定する収入を確保するものである。しかし、原則はそうでありながらも、この度の料金改定においては、料金統一を優先するため収益的支出を賄うる収益は得られない。この点については、水道事業が健全な経営を持続できるよう慎重に各部局と協議を進め一般会計からの繰入等の措置を講じられたい。

(エ) 水道事業会計の運営方針

経費削減などの自助努力については、安全面軽視の行き過ぎた経費削減にならな

いよう、よく精査したうえで水道事業会計が公営企業として持続可能な範囲内で最善の努力をするべきである。

(オ) 水道料金の構造の見直し

維持管理費などの固定費は、使用水量の多寡にかかわらず発生する費用である。また、収入に占める基本料金の割合を高くすることは、安定した収入を確保することにもつながると考える。

(カ) 料金改定の実施時期

料金改定の実施時期は、まず、平成 29 年 4 月 1 日以降に徴収する料金に適用し、次に、平成 32 年 4 月 1 日以降に徴収する料金に適用されたい。

(1) 平成 29 年度料金改定について

西伯地区一般用の水道料金を会見地区に統一して改定する。

西伯地区一般用と会見地区間の料金格差を解消し、南部町一般用の料金統一を図るため西伯地区一般用の水道料金を会見地区に統一して改定することが適当と思われる。

(2) 平成 32 年度料金改定について

南部町一般用の水道料金の基本料金と従量料金を改定する。

水道事業の財政基盤が安定する収入を確保することが出来る適正料金に段階的に近づけるために南部町一般用の水道料金の基本料金と従量料金を改定する。

3 改定料金

別表のとおり

4 付帯意見

- (1) 住民の視点に立ち、財政状況等の情報の公開を積極的に行い、広く事業の運営に努められたい。
- (2) 高齢化、少子化等に伴う人口減少により給水収益の増加は見込めない現状の中で、事業の運営については費用の縮減を図り、経営の健全化に努められたい。
- (3) 現在の料金設定のあり方、とりわけ、料金構造における基本料金と従量料金の割合について、水需要に影響されない経営の安定に向けた料金体系を研究されるよう要望する。
- (4) 今後も引き続き、安全な安定した水の供給に努め、住民に信頼される水道となるよう努力するとともに、健全な経営の維持に努められたい。

別表：改定料金

(1か月、消費税抜き)

現行西伯地区	
基本料金	887 / 一般用 0円 / ~6㎡
従量料金/㎡	140円 / 7㎡~25㎡
	150円 / 26㎡~50㎡
	155円 / 51㎡~100㎡
	160円 / 101㎡~

※0㎡までは基本料金のみです。

会見地区の水
道料金に統一
して改定する。

平成29年度改定案 (現行会見地区料金表)	
基本料金	850円 / 13mm口径 1,000円 / 20mm口径 1,500円 / 25mm口径 2,600円 / 40mm口径 6,200 / 50mm口径~ 0円 / ~6㎡
従量料金/㎡	85円 / 7㎡~25㎡
	85円 / 26㎡~50㎡
	90円 / 51㎡~100㎡
	100円 / 101㎡~

※6㎡までは基本料金のみです。

基本料金と従
量料金を改定
する。(適正料
金に向けた段
階改定)

平成32年度改定案	
基本料金	900円 / 13mm口径 1,000円 / 20mm口径 1,500円 / 25mm口径 2,600円 / 40mm口径 6,200 / 50mm口径~ 0円 / ~6㎡
従量料金/㎡	117円 / 7㎡~25㎡
	127円 / 26㎡~50㎡
	132円 / 51㎡~100㎡
	137円 / 101㎡~

※6㎡までは基本料金のみです。